

令和 7 年度

# 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



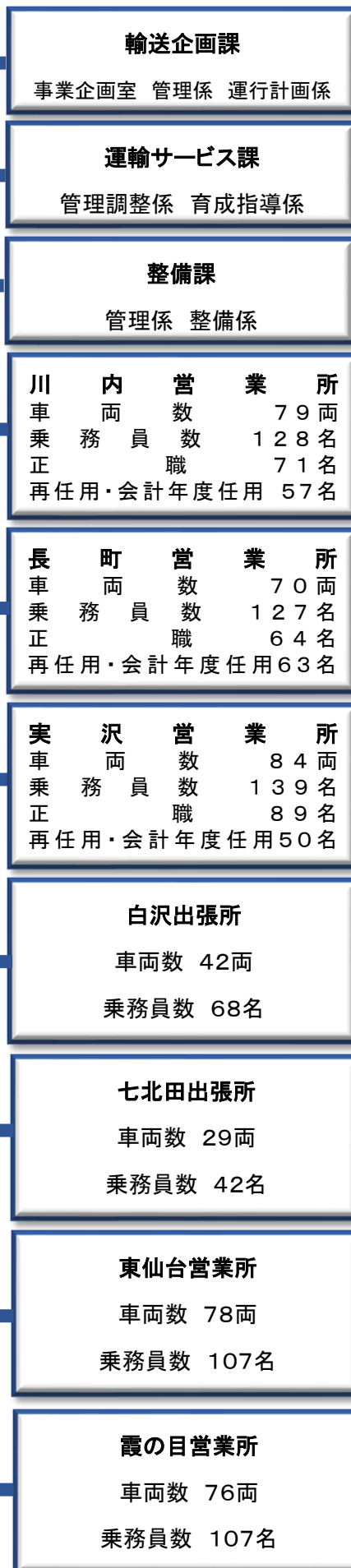
令和 8 年 7 月

仙台市交通局

令和7年度

## 仙台市交通局自動車部組織図

※4月1日時点



令和8年度より

事業計画課

事業企画室

輸送管理課

管理係 運行計画係

業務受託  
ジェイアール  
バス東北(株)

業務受託  
宮城交通  
(株)

## 目 次

|                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| I 輸送の安全に関する基本的な考え方……………           | 1～2   |
| II 安全への取組み……………                   | 2～3   |
| III 令和7年度輸送の安全に関する重点取組項目……………     | 4～5   |
| IV 令和7年度輸送の安全に関する目標と結果……………       | 6～7   |
| V 令和7年度輸送の安全に関する計画の実施結果……………      | 7～21  |
| VI 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告…… | 21～23 |

# I 輸送の安全に関する基本的な考え方

## 1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、二つの事業の安全に関する基本方針の趣旨をまとめ、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員に一層の浸透を図り、輸送の安全を確保するために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

### 仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし、安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

## 2. バスの安全確保における基本理念

安全方針を実現するため、仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程に次のような前文を掲げ、自動車運送事業における安全確保に向けた基本理念を明確にしています。

私たちは、お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努めなければならない。とりわけ、悲惨な事故により、お客様の貴重な生命が一瞬にして失われることを忘れてはならず、未然に事故を防止することが私たちに課せられた責務である。

交通事業管理者及び職員は、輸送の安全の確保、法令の遵守、厳正な職務遂行を基本理念とし、市民の足として信頼されるよう、輸送の安全対策に全力を挙げて取組まなければならない。

ここに、その不断の取組みにより、組織全体として安全文化の風土をつくり、輸送の安全の確保を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

### 3. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全・確実・快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します。

1. 安全最優先の原則  
全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守  
法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本  
お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）  
リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行  
業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応  
迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不斷の努力  
常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取り組めます

### 4. 職員のモットー三則

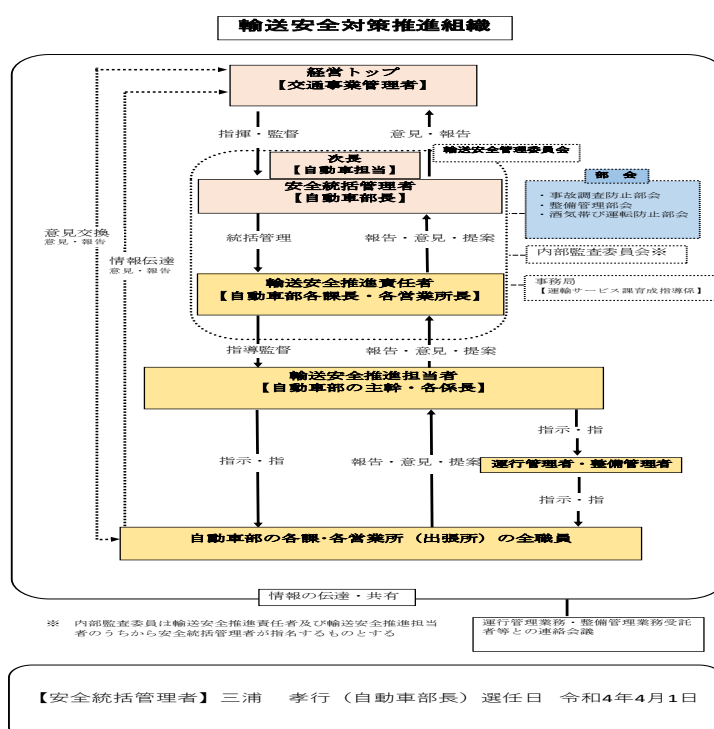
- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

## II 安全への取組み

（安全管理規程第9条関係）

### 1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめとした各責任者を定めるとともに、各責任者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。



## 2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的に行い、輸送の安全確保に関する取組みが確実に実施されているか進捗状況を確認するとともに、その評価(検証)・改善を行うなど、PDCA サイクルにより安全管理に取り組んでいます。

## 3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催している「安全マネジメント会議」は、四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、令和7年度輸送の安全に関する目標及び計画の進捗状況や安全対策への取組み、改善等について確認を行っています。

・実施日

6月3日・10月24日・12月23日・3月13日



## 4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

輸送の安全に関する計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに専門の事項を調査、研究等を行うために開催しています。

- (1) 安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を20回開催しました。
- (2) 安全管理規程第13条に基づく、事故調査防止部会を3月10日に開催しました。
- (3) 安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査及び研究等を行いました。

## 5. 事故審査委員会の開催

自動車運転中の法令違反等による、自己惹起者に対する処分の審査及び公正な処分を行うことを目的に開催しています。

- ・事業用自動車の運転中の法令違反等による事故惹起者の処分の審査について、自動車事故審査委員会を3回開催しました。

## 【重点取組項目】

### 1. バス停付近での車内事故防止

- ・「動きます(発車します)」のアナウンスを確実に言い、車内事故防止に努めます。特に高齢者の安全確保に、より一層配慮します
- ・「扉が開いてから席をお立ちください」のアナウンスを確実に言い、停車前の車内事故防止に努めます
- ・バス停の停車位置手前で一旦停止等した際は、車内の動静に十分な注意を払い、お客さまに一声かけて再移動します
- ・ドア開閉操作の手順を遵守し、乗降取扱い時は、ドア操作レバーに手を置きません。また、降車の際は、お客さまがバスから完全に離れたことを確認します
- ・中ドアを完全に閉めてから「3 秒間」は、お客さま(特に高齢者)が完全に着座したこと、つり革・握り棒に掴ったことを、車内ミラーまたは目視で確認し、発進の動作は絶対に行いません(3秒ルールの遵守)
- ・後方の安全確認を行ってから、緩やかに(20km/h まで3秒かけて)発進します

### 2. 交差点での車内事故防止

- ・交差点付近は、事故の発生が多い場所であることを認識し、安全確認を徹底します
- ・右左折する際は、最徐行を行うとともに、視野、死角、内輪差等の構造上の特性を把握し、事故防止に努めます
- ・歩行者や自転車の行動に注視し配慮した運転をします
- ・右折時はゆっくり大きく回り、緩かに加速を始めます
- ・左折時は左に寄って徐行又は一旦停止し、緩かに加速を始めます
- ・交差点手前で黄色信号に変わったら、「止まる」という意識を高く持ち、無理に進入しません(イエローストップの励行)
- ・信号機のない横断歩道で横断しようとしている人を見かけたら、必ず止まります
- ・信号機により発車・停車する際は、「動きます(発車します)」や「止まります」のアナウンスを確実に言い、車内事故防止に努めます。特に高齢者の安全確保に、より一層配慮します

### 3. お客さまへ心のこもった案内の実践

- ・バス停到着時は、車外向けに「お待たせしました。〇〇経由〇〇行です」の行先案内を実施します
- ・バス停等、停車状態からの発車時は「動きます(発車します)」の案内を実践します
- ・バス停到着時は「ご利用くださいましてありがとうございます。〇〇(停留所名)です」の案内を実践します
- ・お降りのお客さま一人ひとりに「ありがとうございます」の感謝の気持ちを伝えます

#### **4. 災害への備えと技術の継承**

- ・平時より自然災害等の異常時に対応するマニュアルなどを整備し、必要に応じ検証や見直しを行い、異常時においても、人命最優先のもと安全、確実、迅速な対応ができる体制の確立を図ります
- ・有事に即した災害等対応、初動対応、情報伝達訓練を計画的に実施することにより、事業継続に向けた職員の対応能力の向上及び技術の継承を図ります

### **【その他取組項目】**

#### **1. 現場からの報告の徹底**

- ・運行中に事件、事故、トラブルなどが発生した場合は、乗客の安全を確保した上で、現場から営業所への報告を徹底します

#### **2. ヒヤリハット情報の活用**

- ・事故の未然防止のため、ヒヤリハット情報を積極的に報告します
- ・ヒヤリハット情報を事例集や映像などで共有し、ヒヤリハット箇所を運行する際は細心の注意を払います

#### **3. エコドライブの実践（安全・環境・燃費の向上）**

- ・緩やかな発車と停車時の優しいブレーキ操作で、事故防止に努め、お客さまへ安心感を提供します
- ・アイドリングストップを実践し、燃料の節約を図ります

## Ⅳ 令和7年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

### 1. 重大事故・有責事故抑止目標と実績

|      | 抑止目標件数 | 実績件数 |
|------|--------|------|
| 重大事故 | 0件     | 10件  |
| 有責事故 | 84件    | 96件  |

#### 〔有責事故種別件数〕

|           | 令和7年度    | 〔参考〕 令和6年度 |
|-----------|----------|------------|
| 物損事故      | 60件      | 55件        |
| 衝突        | 32件      | 28件        |
| 物件衝突・他    | 28件      | 27件        |
| 人身事故      | 36件      | 28件        |
| 車内人身      | 24件(※4件) | 18件(※4件)   |
| 衝突人身      | 8件       | 9件         |
| 歩行者・二輪車・他 | 4件       | 1件         |
| 合 計       | 96件      | 83件        |

※車内人身のうち、停車中の事故件数

#### 〔10万kmあたりの有責事故件数〕

|       | 令和7年度        | 〔参考〕 令和6年度   |
|-------|--------------|--------------|
| 総走行距離 | 15,441,009km | 15,889,572km |
| 件 数   | 0.621件       | 0.52件        |

### 2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

|        | 抑止目標 | 実 績 |
|--------|------|-----|
| 路上故障件数 | 36件  | 24件 |

### 3. 接客サービス向上の目標

#### ① 市バスモニター平均点

|         | 目標平均点 | 実 績   |
|---------|-------|-------|
| モニター平均点 | 37.5点 | 38.1点 |

#### ② 苦情抑止目標件数

|      | 抑止目標 | 実 績 |
|------|------|-----|
| 苦情件数 | 27件  | 39件 |

## V 令和7年度輸送の安全に関する計画の実施結果（安全管理規程第7条関係）

【実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日】

### 1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

#### (1) 運行管理業務点検・指導

- ① 運輸サービス課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

実施日

4月17日・5月22日・7月23日・9月18日・11月20日・12月11日・12月16日・12月17日

- ② 各営業所において所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

実施日

毎月1回

#### (2) 安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

実施日

12月11日 長町営業所、川内営業所

白沢出張所

12月16日 実沢営業所、東仙台営業所

七北田出張所

12月17日 霞の目営業所

12月18日 木町通駐車場、新寺駐車場

仙台駅西口バスターミナル、旭ヶ丘バスターミナル



◆安全統括管理者の職場巡視

### (3) 交通事業管理者・安全統括管理者等による営業所の巡視

年度初めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取り組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

実施日

4月2日、10月9日、12月4日、12月11日、12月24日、1月8日、1月9日

3月2日、3月3日、3月16日

### (4) 輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務経験5年次研修及び乗務経験1年次研修時に、乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

#### ① 交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

実施日

7月25日、7月29日、7月31日

#### ② 安全統括管理者等との意見交換会

実施日

8月19日、8月26日、8月27日、9月24日、10月7日



◆事業管理者等との意見交換会

#### ③ 営業所長との意見交換会

実施日

毎月1回

### (5) 乗務員の安全マネジメント(PDCA)の取り組み

年度初めに、会計年度任用職員の乗務員を対象として1年間の具体的な行動計画(項目:事故防止や接遇向上等に関し達成できるもの)を定め、評価し、改善するための取り組みを実施しました。

### (6) 添乗指導

本局自動車部、運輸サービス課の管理要員が事故惹起者、苦情惹起者、採用後1年未満の乗務員及び各研修受講終了者等に対し事故及び苦情等の再発防止を目的として、運転操作や接客案内の状況を把握し適切な指導を行うため、自動車運転者添乗指導要領に基づき添乗指導を実施しました。

・添乗指導件数:367 件

## (7) 街頭指導

本局自動車部の管理要員等が、仙台駅前周辺、主要停留所及び交差点等において、交通法規や服務規律の遵守状況を確認し、必要に応じて乗務員の教育・指導を実施しました。

・マナーアップ強化日：毎月1日（7:00～8:00）

仙台駅前バス停留所・他主要バス停留所・交差点等において実施しました。

・接客サービス強調日：毎月15日（7:00～8:00）

巡回指導調査を仙台駅周辺・市内中心部・主要バス停留所・地下鉄主要駅周辺・各回転場付近において実施しました。延べ58名の乗務員に対して、お客様への接客案内と事故防止に努めるよう指導・助言しました。



## (8) コンプライアンスの推進

法令等の遵守をはじめ、職員が公務員として行動の根本とすべきルール、心構えとして、「職員の行動の根本原則」と「四つの実践行動」を出勤点呼時や朝礼等で唱和を行うとともに、研修会や個人面談等で周知徹底を図りました。

・仙台市コンプライアンス（平成27年7月策定）

### ■職員の行動の根本原則

その判断が最善であると市民に説明できますか？

### ■「四つの実践行動」

1. 私は、市民の目線を大切に、仕事をします。
2. 私は、法令等を遵守し、公務内外にわたり、高い倫理観を持って行動します。
3. 私は、正確性を期し、積極果敢に仕事をします。
4. 私は、チーム力を高め、より良い仕事をします。

## (9) ヒヤリハット体験の活用

ドライブレコーダーの映像を基に、“危険体験「ヒヤリハット」事例”の編集動画と冊子を作成し、営業所にフィードバックすることで事故の未然防止を図りました。

・報告件数：180件（前年度192件）

**危険体験「ヒヤリハット」事例 No.4**  
あなたのヒヤリハット体験を他の乗務員へ伝えます！

| タイトル         | 逆走自転車にヒヤリ！（実況営業所）                                                                                                                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生日時         | 令和6年4月2日（火） 8時18分頃                                                                                                                                                 |
| 天候           | <input checked="" type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧                  |
| 路面状況         | <input checked="" type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 湿潤 <input type="checkbox"/> シャーベット <input type="checkbox"/> 凍結 <input type="checkbox"/> 圧雪         |
| 路線・場所        | 桜ヶ丘線 宮城学院前行 堤通雨宮町バス停付近                                                                                                                                             |
| 道路種別         | <input type="checkbox"/> 優先道路 <input checked="" type="checkbox"/> 一般幹線 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 狭路                                     |
| 道路形態         | <input type="checkbox"/> 有信号交差点 <input type="checkbox"/> 無信号交差点 <input type="checkbox"/> 路地 <input type="checkbox"/> 交差点付近 <input checked="" type="checkbox"/> 直線路 |
|              | <input type="checkbox"/> カーブ <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                       |
| 道路渋滞         | <input type="checkbox"/> 渋滞していた <input checked="" type="checkbox"/> 渋滞していなかった                                                                                      |
| 走行状況         | <input type="checkbox"/> 発進 <input type="checkbox"/> 走行 <input type="checkbox"/> 徐行 <input checked="" type="checkbox"/> 減速 <input type="checkbox"/> 停車             |
| 走行方向         | <input checked="" type="checkbox"/> 直進時 <input type="checkbox"/> 右折時 <input type="checkbox"/> 左折時 <input type="checkbox"/> 後退時 <input type="checkbox"/> 車線変更時      |
| 車内の状態        | <input checked="" type="checkbox"/> 空いていた <input type="checkbox"/> 座席が埋まる状態 <input type="checkbox"/> 混んでいた <input type="checkbox"/> 満員状態                           |
| 概要及び分析       | 宮城学院前行きを運行中、堤通雨宮町バス停付近を走行していたところ、自転車が車道を逆走したためヒヤリとした事例です。<br>朝夕の通勤通学時間帯は自転車利用者が多いので、交通ルールを守らない自転車に注意して事故防止に努めましょう。                                                 |
| ・現場図面・ドラレコ映像 |                                                                                                                                                                    |

## 2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第 1 項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が適切に確立、実施若しくは維持され又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

### (1)安全マネジメント新任内部監査委員教習、及び内部監査委員研修

内部監査委員の知識の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA」という。）作成の教材を活用し、仙台市交通局内部監査委員として必要な知識等について研修を実施しました。

#### ① 新任内部監査委員教習

・実施日及び受講人数：5月13日 3名

#### ② 内部監査委員研修

・実施日及び受講人数：5月22日 16名

### (2)安全マネジメント内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査の実施内容を検討及び検証するため、内部監査委員会を 5 回開催しました。

・実施日：5月29日、10月8日、10月30日、11月27日、12月18日

### (3)安全統括管理者による内部監査同行

安全統括管理者が内部監査へ主体的な関与を行って推進することで、組織のリスク把握、経営管理部門の現場とのコミュニケーション確保、内部監査の質の向上を図ることを目的として、事前ミーティングへの参加、被監査部署への動向等を実施しました。

### (4)内部監査の実施

#### ①被監査部署及び実施日

|               |        |
|---------------|--------|
| 交 通 事 業 管 理 者 | 7月24日  |
| 川 内 営 業 所     | 9月 3日  |
| 実 沢 営 業 所     | 7月17日  |
| 安 全 統 括 管 理 者 | 8月19日  |
| 長 町 営 業 所     | 8月 1日  |
| 輸 送 企 画 課     | 10月 8日 |



#### ② 監査対象期間

・各営業所及び輸送企画課 4月1日～令和7年3月31日

③ 監査結果

| 被監査部署 | 総 括                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 川内営業所 | <p><b>【是正改善事項】</b></p> <p>以下の日に作成した乗務記録について、当日は事故処理が発生していたものの、「運行管理者の所見」の欄へ何も記載がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年 4 月 26 日</li> <li>・令和 6 年 5 月 15 日</li> </ul> <p><b>【優良事例】</b></p> <p>① 前年度の事故や傾向を踏まえて、営業所独自のスローガンを掲げており、昨年度多かった固定物への接触事故を減らすという意味統一が営業所全体で取り組む意欲が感じられた(PDCA の実践)。</p> <p>② スキルアップ研修では対応しきれないタイムリーな話題について職場研修資料を作成し、所長から直接全職員に手渡ししながら注意喚起を行っている。安全管理に関する所長の積極的な関与という点、また、所長と各職員との密なコミュニケーションの形成、風通しの良い職場づくりという観点からも高く評価できる。</p> <p>③ 添乗指導をコミュニケーションツールととらえ、全乗務員に対して行うよう計画を立てて実行していることは、モニター平均点の向上にも繋がる良い取り組みである。また、内勤者が実施することで、内勤者が乗務員の運転状況を直に把握し、日頃の点呼での注意喚起等に生かすことができるようにしている点も評価できる。</p> <p><b>【フォローアップ監査実施日】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 10 月 7 日</li> </ul> <p><b>【フォローアップ監査結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項に対する措置内容について確認した結果、改善されていることを確認した。</li> </ul> <p><b>【総括】</b></p> <p>些細な事務処理上の不備は所長以下の内勤者による日々の基本的な事務処理の話なので、しっかり確認しながら決裁までやってほしい。インタビューについては、所長は 3 年目、主幹も昨年度に引き続いて同営業所なので、昨年のことを今年はどう活かしているかについて、もう少し深掘りできればよかった。接遇に関しては、職員同士で切磋琢磨していることを聞けたが、今年、局全体として目標にしている底上げに関しても聞ければよかった。接遇研修受講後、乗務員にどのような変化があるか営業所でも気付いてアドバイスをしてほしい。他の営業所と比べると、るーぶるという特殊な運行も担っている営業所であり、大変なところもあるが、営業所一丸となってチームワークで頑張ってもらいたい。営業所自体、本来の形になるまでまだ時間がかかる中で、回送中の事故などの報告はないことは非常に良いこと。引き続き安全な移動をお願いしたい。</p> |

| 被監査部署 | 総 括                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長町営業所 | <p>【是正改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構内事故について、運行管理日報及び業務日誌への記載漏れがあった。</li> <li>○個人健康管理指導記録において、3名分の記録が欠落している。また、1名分に日付の記載がないほか、目次の整理番号と各記録の番号が一致していない。</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所内の掲示物について、運転士に訴求したい事項がすぐ目につくよう、時系列や掲示位置等に配慮しながら常に整理を行っている。</li> <li>② 所内に掲示している事故件数抑止目標について、昨年同期の件数もあわせて明記し達成状況を見える化している。</li> <li>③ 輸送企画課から書面で情報提供されている指示注意伝達事項について、特に災害時等重大事態にあたり情報伝達の確実性をより高めるため、所内で独自に作成した図面を同書面に付加してより分かりやすく伝達するよう努めている。</li> </ul> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月8日</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項の措置内容について確認した結果、改善されていることを確認した。</li> </ul> <p>【総括】</p> <p>内勤職員と運転士の間で意見や要望等を言いやすい、風通しの良い職場の雰囲気改善することによって、所全体で安全意識の向上が図られているものと評価できる。今後も、和やかな職場環境づくりに取り組むこと等により、更なる輸送の安全の確保に努めていきたい。</p> |

| 被監査部署 | 総 括                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実沢営業所 | <p>【是正改善事項】</p> <p>○安全管理文書の保管に改善を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理日報の「運行回数」に誤記載があった(令和 7 年 3 月 20 日)<br/>運行していない「続行便」の運行記載があった</li> <li>・乗務記録の「運行管理者の所見」に未記載があった(令和 7 年 3 月 24 日)<br/>乗務員による記載はあったが、運行管理者による事故発生時の状況の記載がなかった</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 長町営業所で取り組んでいた「一言プラス運動」を継続している他、市バスモニター連絡票の上位点数を 10 位まで掲示し、接遇向上を図る目的で横展開し意識付けを図っていること。</li> <li>② 営業所独自で事故の傾向を分析し、『R7 固定物への衝突事故防止対策～電柱編～』の掲示物を作成し周知していること。(PDCA の実践)</li> <li>③ 事故重点取り組みを独自に『R6 実沢営業所事故防止重点取り組み～車内事故は全体に起こさない～着座前発進・車内転倒事故防止編』を作成し、周知していること。(PDCA の実践)</li> <li>④ 昨年度収集したヒヤリハット体験事例を集約(110 件)し、映像を補完する『R6 ヒヤリハット体験発生場所状況ランキング』を作成し、1 位から 3 位までを写真付き図面の掲示物で周知していること。(独自の KYT)</li> <li>⑤ 点呼台すぐ傍の TV モニター天気図の横に、当日の気温と湿度から割り出した熱中症指数の掲示物を「危険・厳重警戒・警戒・注意」と表示し、熱中症予防対策の目安として体調管理の意識づけを図っていること。</li> <li>⑥ 関係部署と連携し、増加するインバウンド利用者向けに、特定のバス停留所に英文掲示物および乗務員手持ち用の英語接客案内文を作成したこと。</li> </ol> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 7 年 8 月 6 日</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘事項に対する措置内容について確認及びヒヤリングすることにより、改善状況及び再発防止対策を確認した。</li> </ul> <p>【総括】</p> <p>監査所見に記載の他、長町営業所で取り組んでいた事例を横展開するなど、実沢営業所においても接客向上に向け取り組んでいる事例や安全管理体制の構築に必要な効果的な営業所独自の取り組みが確認された。昨年度事故抑止目標を達成し、今年度の目標に向かって新たに所長自らチーム力を発揮し、職員全員で安全意識を高められるよう期待したい。</p> <p>また、重大事故や災害等が発生した際には、職員間でコミュニケーションを図りながら、心構えと発生時の安全確保のイメージを念頭に置き、管理要員との連絡体制を構築していることが確認できた。</p> <p>しかしながら、安全管理体制の適合性については、安全管理文書等確実に記録する必要性を管理要員一人ひとりに理解させ、次世代へ確実に伝達していく効果的な仕組みづくりを期待したい。</p> |

| 被監査部署 | 総 括                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送企画課 | <p>【是正改善事項】</p> <p>○適切に措置されている。</p> <p>【優良事例】</p> <p>・情報発信のスピード化について、最近、様々な事故や災害が発生している中、輸送企画課からの情報発信や現場対応の迅速化が感じられる。これについて、お客様への情報発信ツール(Xや交通局のホームページ、どこバス仙台等)が増えたことや、それを扱える課員を増強したことで、即時性のある情報を発信できるようになってきている。そのことが、お客様に適切な情報を提供できる体制につながっていることが確認できた。また、営業所への指示や情報共有についても、様々な事象を経験することによって、ノウハウの蓄積が進み、土日、深夜問わず、担当課員より適切な指示を発信できるようになっている。同様に現場対応の迅速化もしかりである。今後も有事の際の対応能力を磨いて、交通局の防波堤であってほしいと感じた。</p> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <p>・指摘事項なしのため実施せず。</p> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <p>・指摘事項なしのため実施せず。</p> <p>【総括】</p> <p>今回の監査を通して感じられたのは、改めて輸送企画課が、バスを動かすために行っている守備範囲の広さと、それを統括している参事兼課長の安全管理体制への取り組みが真摯なものであることが確認できた。今後、運賃改定や、路線の再編等課題は山積であるが、なお一層、輸送の安全意識の向上に取り組み、各営業所や関係各所との連携を密に取り、何よりもお客様の安全を第一に考え、課題解決に臨んでほしい。</p> |

### 3. 輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

#### (1) 集合研修

##### ① 新規採用乗務員教習

大型二種免許所持者の採用に加え、「バス運転士教習生」として大型二種免許を持たない方を採用し教習を行いました。大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2ヶ月間の教習を実施しました。

バス運転士教習生については、自動車学校で大型二種免許を取得させた後、大型二種免許所持者と同様に座学教習や実車教習を行うほか、大型車両特有の感覚や特性について5ヶ月を掛けて教習を実施しました。

- ・バス運転士教習生      4月採用 12名、8月採用 4名、11月採用 9名
- ・大型二種免許所持者    8月採用 9名、11月採用 4名、1月採用 6名
- ・るーぷる運転士教習    4月採用 1名、1月採用 1名

② 新人乗務員のフォローアップ研修

新規採用後6ヶ月以降の会計年度任用職員に対して実施しました。

・実施月及び人数:6月・7月・11月・1月・2月・3月 合計 36名

③ 乗務経験1年次研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識及び技術の理解度を深めるとともに事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

・実施日及び人数:8月19日、8月26日、8月27日、10月7日 合計 33名

④ 乗務経験3年次研修

運転行動のフォローアップを図る目的で、外部専門機関(※)にて実施しました。

・実施日及び人数:7月16日、8月18日、8月28日、9月9日、9月18日

10月6日、10月17日、11月7日 合計 23名

※宮城交通グループ研修センター「Cocode」

⑤ 乗務経験5年次研修

新規採用乗務員教習時に取得した業務知識及び技術の再確認とフォローアップを行い、安全に関し、更なる理解度を深め、事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

・実施日及び人数:7月25日、7月29日、7月31日 合計 16名

⑥ ベテラン乗務員研修

加齢に伴う身体機能の低下及び運転技能の過信がもたらす影響の知識等を習得する目的で、外部専門機関(※)にて実施しました。

・実施日及び人数:11月12日、12月4日 合計 4名

※宮城交通グループ研修センター「Cocode」

⑦ BTOC 研修

脳トレアプリを使用し、運転機能・認知機能・心理状態を高め、事故防止に繋がることを目的に実施しました。

・実施日及び人数:通年 合計 100名

⑧ 接客マナーアップ研修 [年12回開催 66名(うち、内勤18名)受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、本部専門講師により、次のとおり研修を実施しました。

- ・車内アナウンスの重要性とお客様の6大心理
- ・パーソナリティをベースとした仕事への向き合い方
- ・三ツ星から一ツ星のアナウンス実践
- ・バスに乗車してのアナウンス練習とロールプレイ
- ・英語での接客対応



⑨ 副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として開催しました。第1回はリスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、事故事例を活用し、原因分析から再発防止策までの講義を受けました。

第2回は災害発生時の初動対応の重要性について、あらためて確認を行うとともに、初動対応としてどのような対応をとるか、普段からどのようなことに留意すべきか、グループワークを実施しました。

・実施日及び人数:6月17日、6月18日、6月19日、  
11月11日、11月14日、11月26日 合計 43名

⑩ 新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:令和7年9月16日～10月7日 1名  
令和8年2月16日～3月6日 6名

⑪ 整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:令和8年2月20日 直営営業所整備工場管理者 3名

⑫ 整備管理者補助者研修

営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:6月25日～7月15日 直営営業所 32名

⑬ 踏切通過対応訓練

踏切上でトラブルが発生した場合に備え、緊急対応方法等を、実物規格の踏切施設において体験訓練を行った。

・実施日及び受講人数:2月20日 本局職員、直営営業所、委託営業所 30名  
・訓練の実施状況を撮影し、研修用動画として編集・作成を行った

## (2)現場研修

① スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識(国交省告示1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく11項目)や事業用自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

・年3回実施(計4時間) 延べ1181名受講

② 安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間に合わせ、各直営営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で、安全運転者研修を実施しました。

③ 職場研修会(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上、飲酒運転根絶を図る目的で研修を実施しました。

・実施日:毎月1回

### (3)派遣研修

#### ① 交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に、エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び、運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため、(株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

- ・派遣職員:3名(営業所運行管理者、運輸サービス課職員)
- ・場 所:滋賀県(株)クレフィール湖東 交通安全研修所
- ・実施日:7月8日・7月9日・7月10日

## 4. 委託事業所に対する業務内容の点検

### (1)指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び乗務員の指導・監督等について、毎月1回調査を実施しました。

### (2)受託事業者との連絡会議等の開催

#### ① 安全輸送連絡会議 4月16日開催

受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び事故防止対策等について意見交換を行いました。

#### ② 合同連絡会議 毎月1回開催

輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

#### ③ 路上故障分析等連絡会議 毎月1回

車両の点検、整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

#### ④ 労働安全衛生等に係るヒヤリング及び現場指導を実施しました。年1回(工場)

## 5. 輸送の安全に関するその他の取組み

### (1)事故抑止運動

#### ① 営業所毎に有責事故抑止目標を設定し、積極的に交通事故の抑止に努め、輸送の安全確保に取り組みました。また、年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。

- ・実施期間:令和6年度
- ・抑止目標達成:白沢出張所

#### ② 事故防止の意識を高めるため、毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し、乗務員が復唱して事故抑止に取り組みました。

- ・実施期間:通年

#### ③ 宮城県・宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セーフティ123運動」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

- ・参加チーム:17チーム 51名参加

④ 安全運動及び季節の事故防止運動を実施しました。

- ・自転車交通安全の日……毎月15日
- ・飲酒運転根絶運動の日…毎月22日
- ・車内事故防止強化日…毎月10日・20日
- ・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動)…10月1日～1月31日
- ・冬道の安全運転123運動……………12月1日～2月28日

⑤ 春、秋の交通安全運動の取組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。

- ・実施日:4月8日(定禅寺・国分町交差点)、9月22日(大町交番前)、9月26日(定禅寺・国分町交差点)  
9月26日(県美術館前交差点)、9月26日(旧東北電力ビル前)、9月30日(河北新報前交差点)、9月30日(錦町公園前交差点)

⑥ 車内事故防止キャンペーン

- ・7月1日～31日

⑦ みやぎ高校生マナーアップキャンペーン

- ・4月21日～5月23日      ・10月1日～10月31日

## (2) 事故防止コンクール等の実施

① 年間事故防止コンクールで最優秀の事業所を表彰しました。

- ・長町営業所

② 連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。

- ・白沢出張所 (1月17日～4月26日) (4月27日～8月4日)

③ 春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検に合わせ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない事業所を表彰しました。

- ・春の事故防止コンクール      最優秀賞:白沢出張所
- ・秋の事故防止コンクール      最優秀賞:長町営業所、白沢出張所、七北田出張所
- ・年末の事故防止コンクール   最優秀賞:白沢出張所

## (3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所においてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

- ・19回実施

また、人身事故等の惹起者に対しては、外部専門機関(宮城交通グループ研修センター“Cocode”)に派遣し、専門的な見地からカウンセリング・技術的な指導等を受けることで、再発防止の意識醸成及び技術向上を図りました。

- ・21名派遣

## (4) エコドライブの取組み

エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努めるとともに、交通事故の未然防止を図りました。

【推進強化月間】 7月、2月、3月グリーンエコだよりを発行

【推進強化日】 毎月第1水曜日

## (5) 職員の健康管理

### ① 健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

- ・定期健康診断 449名
- ・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 59名

### ② 各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を実施するとともに、心臓疾患スクリーニング検査、脳ドックについては、自己負担金に対する助成制度を設けて受診の促進を図りました。

### ③ SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

### ④ 保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。また、適宜に健康だよりの掲示をおこない、職員の健康管理を促しました。

- ・産業医訪問 年間 9回
- ・看護師訪問 年間 144回

### ⑤ ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

### ⑥ 個人面談

各営業所長及び主幹が健康診断結果に基づき、年3回、個人面談を実施し助言・指導を行いました。

## (6) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員がNASVAの活用講座を受講しました。

- ・初任診断:33名 ・一般診断:75名 ・適齢診断:46名 ・特定診断:3名
- ・活用講座:3名

## (7) 酒気帯び出勤根絶の取組み

- ① 毎日の点呼や勤務確認の際に、翌日が午前中出勤の場合に飲酒をしない旨を声掛けしました。
- ② 年2回の健康診断を基に、職員に対し管理職が個人面談(年3回)を行い、飲酒による身体への影響について説明しました。
- ③ 酒気帯び出勤根絶についての啓発文書を発出しました。

## (8) 接客・接客コンクールの実施

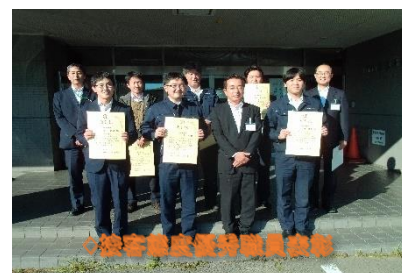
接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の 接客・接客コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

- ・最優秀事業所: 白沢出張所
- ・実施期間: 10月1日～11月30日
- ・対象事業所: 委託事業者を含む全事業所で実施

## (9) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及び職員によるバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接客と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数 4,479件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者 70名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者 98名
- ・年間接客優秀職員表彰者 10名



## (10) 路線巡回の実施及び情報提供

- ・冬期間等において、事故を未然に防止する目的で、各事業所等で次のとおり実施しました。
- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

## (11) 安全だより等の広報誌の発行

具体的な取組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。また、緊急な対応を要する場合について、速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・安全だより(緊急速報・号外含む)発行回数: 20回
- ・接客だより発行回数: 6回

## (12) 交通安全標語の募集の実施

事故防止の徹底と職員の交通安全に対する意識の高揚を図る目的で、交通安全標語の募集を実施し、最優秀作品及び優秀作品は、1年間各営業所等に掲示しました。

## (13) バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

## (14) バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

## (15) 事故・災害・事件等対応訓練の実施

- ① 秋・春の全国火災予防週間(実施期間:11月9日～15日・3月1日～7日)に合わせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。
- ② 2月20日、仙建工業株式会社総合研修センターにおいて、自動車部踏切通過対応訓練を実施しました。

## 6. 輸送の安全に関する投資(決算額)

- (1) バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,483,017千円》
- (2) 職員の健康管理 《健康診断等手数料等 10,944千円》
- (3) 運転適性診断 《受診料 709千円》
- (4) 教育及び研修 《講師料等 2,188千円》

## Ⅵ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(安全管理規程第22条関係)

### 1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は10件でした。

#### 令和7年度重大事故等の内容

|   | 事故発生日 | 発生状況                                                                                                                                                                            | 根拠規定   |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 | 7月9日  | 交差点手前の第1通行帯を走行していた際、第2通行帯を走行していた乗用車が前方の渋滞を避けるため、車線変更禁止の黄色実線上で第1通行帯に車線変更したため、当該バスが衝突回避のブレーキをかけ、その動揺で乗客37名のうち5名が負傷したもの。                                                           | 第2条第3号 |
| 2 | 8月27日 | バス停留所において、乗降取扱を終えバスを発進させた際、中ドア付近の座席に着座しようとしていた高齢女性客が、発車時の動揺でバランスを崩し転倒した。負傷の確認を行ったところ大丈夫とのことであったため運行を継続したものの、終点にて足が痛いとの申し出があったことから、救急搬送され、病院で左大腿骨頸部骨折と診断され入院したもの。                | 第2条第3項 |
| 3 | 9月15日 | バス停に停車した際、乗務員から頭痛と吐気等、体調不良の無線連絡が入ったもの。無線を受けた運行管理者が運行の停止を命じ、その場に留まるよう指示するとともに、交代乗務員とともに現場に急行、約18分遅れで運行を再開した。<br>尚、当該乗務員に意識はあるものの、会話が出来ない状態であったことから救急要請し、搬送先の病院で虫垂炎と診断され、即日入院したもの | 第2条第9項 |

|    | 事故発生日 | 発生状況                                                                                                                                                                                         | 根拠規定   |
|----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 4  | 10月6日 | <p>乗降取扱中に、乗務員から営業所へ「体調が悪く運行を継続できない」との無線連絡が入ったことから、運行管理者は運行の停止を命じ、その場に留まるよう指示。交代運転者が現場に急行、40分遅れで運行再開させたもの。</p> <p>尚、当該乗務員は過呼吸の症状があったことから、交代乗務員が救急車を要請し、搬送先の病院で急性胃腸炎との診断を受け、点滴治療を受け帰宅したもの。</p> | 第2条第9項 |
| 5  | 11月4日 | <p>バス停で乗降取扱中に、乗務員から営業所へ「上半身の痺れと動機のため運転ができない」と無線連絡が入ったことから、運行管理者は運行の停止を命じ、その場に留まるよう指示、交代運転者と回送要員が現場に急行、13分遅れで運行再開させたもの。</p> <p>尚、バスの乗客が近くの若林消防署に駆け込み救急要請を行い、当該乗務員は救急搬送されたもの。</p>              | 第2条第9項 |
| 6  | 2月9日  | <p>バス停で乗降取扱中に、乗務員から営業所に「腹痛のため運転ができない」と無線連絡が入ったことから、運行管理者は運行の停止を命じ、その場に留まるよう指示、交代乗務員が現場に急行、35分遅れで運行再開させたもの。</p> <p>尚、当該乗務員は過敏性腸症候群と診断されており、営業所で休憩し体調が落ち着いたことから、帰宅させたもの。</p>                   | 第2条第9項 |
| 7  | 2月16日 | <p>営業中、乗務員が「吐き気」の症状を感じたことから停車し、営業所に無線連絡した。無線を受けた運行管理者は、運行の停止を命じその場に留まるよう指示するとともに、交代運転士を現場に急行させ、当該便は25分遅れで運行を再開した。</p> <p>尚、当該乗務員は医療機関にて、医師の診察の受け「急性胃腸炎」と診断されたもの。</p>                         | 第2条第9号 |
| 8  | 2月22日 | <p>バス停において乗降取扱中、降車中の高齢女性の確認を怠り、前ドアの閉扉操作を行ったことから、前ドアで相手方を挟んだものの、当該乗務員は負傷の確認を行わず運行を継続。後刻、相手方からの申し出により事案が発覚したもの。後日、医療機関を受診し左膝の骨折と診断された。</p>                                                     | 第2条第7号 |
| 9  | 2月24日 | <p>バス停において乗降取扱中、降車中の高齢女性客の動向確認を怠り、前ドア閉扉操作を行ったところ、相手方の左腕及び背中を前ドアで挟み、歩道に尻から転倒させたもの。救急搬送された医療機関で背中への打撲と診断され当日帰宅したもの、後日救急搬送された医療機関で再度診察を受けたところ、腰椎部の圧迫骨折と診断されたもの。</p>                             | 第2条第7号 |
| 10 | 2月27日 | <p>バス停で乗降取扱中に、当該乗務員から営業所に「体調が優れないため運転ができない」と無線連絡が入ったことから、運行管理者は運行の停止を命じ、その場に留まるよう指示、交代乗務員が現場に急行、20分遅れで運行再開させたもの。</p> <p>尚、当該乗務員は営業所で休息ののち帰宅、医療機関を受診したところ、低気圧による偏頭痛と診断される。</p>                | 第2条第9号 |

- 第2条第3項に該当する事故とは、死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害）を生じたもの
- 第2条第7項に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
- 第2条第9項に該当する事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの

## 2. 国土交通省へ報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11項に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は24件でした。

### 令和7年度車両路上故障項目別（単位：件）

|        |   |        |   |      |   |
|--------|---|--------|---|------|---|
| かじ取り装置 | 0 | 緩衝装置   | 1 | 付属装置 | 0 |
| 制動装置   | 0 | 動力伝達装置 | 7 | 電気装置 | 9 |
| 走行装置   | 0 | 原動機    | 6 | 車体   | 1 |

○第2条第11項に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

## 自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部運輸サービス課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:[kot050310@city.sendai.jp](mailto:kot050310@city.sendai.jp)

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>